

第38 - 2号議案関係資料

## 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (28) 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	友愛特別乗車証交付事業(精神障害者)		x	x	x	x	x	B	
2	友愛特別乗車証交付事業(身体障害者)		x		x	x	x	B	
3	友愛特別乗車証交付事業(知的障害者)		x		x	x	x	B	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(28) 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 友愛特別乗車証交付事業 (精神障害者)	<p>(内容)市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる友愛特別乗車証(友愛バス)を交付 (対象者)市内に居住し、住民登録を有する精神障害者(6歳以上70歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者) (友愛特別回数券)東桜島地区居住者については、桜島町営バス及び桜島町営フェリーの回数券を交付</p> <p>(14年度実績) ・友愛特別乗車証 交付枚数 1,273枚 負担金額 21,219,518円 ・友愛特別回数券 交付人数 2人 負担金額 11,250円 (15年度予算) 24,770千円</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。
2 友愛特別乗車証交付事業 (身体障害者)	<p>(内容)市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる友愛特別乗車証(友愛バス)を交付 (対象者)市内に居住し、住民登録を有する身体障害者(6歳以上70歳未満の1級～4級の身体障害者手帳所持者〔ただし、4級は65歳以上70歳未満〕並びに原爆被爆者手帳所持者) (友愛特別回数券)東桜島地区居住者については、桜島町営バス及び桜島町営フェリーの回数券を交付</p> <p>(14年度実績) ・友愛特別乗車証 交付枚数 3,849枚 負担金額 68,967,229円 ・友愛特別回数券 交付人数 14人 負担金額 98,100円 (15年度予算) 69,134千円</p>	該当なし。	<p>(内容)桜島町営バス及び桜島町営フェリーが無料で利用できる町営乗合自動車及び船舶友愛優待乗車船券を交付 (対象者)町内に居住し、住民登録を有する身体障害者(6歳以上70歳未満の1級～3級の身体障害者手帳所持者〔施設入所者は除く〕)</p> <p>(14年度実績) 交付枚数 50枚</p>	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定する。 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域(5町)にも適用するものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 (対象・給付内容が異なる。)	交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定する。 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域(5町)にも適用するものとする。 新市域(5町)へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券(友愛)交付事業は、廃止する。

## 行政制度等の調整方針(案)

(28) 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 友愛特別乗車証交付事業 (知的障害者)	<p>(内容)市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる友愛特別乗車証(友愛パス)を交付 (対象者)市内に居住し、住民登録を有する知的障害者(6歳以上70歳未満の療育手帳所持者) (友愛特別回数券)東桜島地区居住者については、桜島町営バス及び桜島町営フェリーの回数券を交付</p> <p>(14年度実績) ・友愛特別乗車証 交付枚数 1,693枚 負担金額 29,392,205円 ・友愛特別回数券 交付人数 5人 負担金額 20,250円 (15年度予算) 31,603千円</p>	該当なし。	<p>(内容)桜島町営バス及び桜島町営フェリーが無料で利用できる町営乗合自動車及び船舶友愛優待乗車船券を交付 (対象者)町内に居住し、住民登録を有する知的障害者(6歳以上70歳未満の療育手帳所持者〔施設入所者は除く〕)</p> <p>(14年度実績) 交付枚数 16枚</p>	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 (対象・給付内容が異なる。)	交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定する。 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域(5町)にも適用するものとする。 新市域(5町)へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券(友愛)交付事業は、廃止する。